

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示

	ページ
○遊泳区域の指定 (中丹広域振興局、丹後広域振興局)	382
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課)	383
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 ()	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の辞退 ()	384
○生活保護法に基づく指定介護機関の指定 ()	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の変更 ()	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の辞退 ()	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定 ()	385
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の指定 ()	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の廃止 ()	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の辞退 ()	386
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定介護機関の指定 ()	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定介護機関の変更 ()	〃

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定介護機関の辞退 (地域福祉推進課)	387
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の指定 ()	〃
○地方自治法に基づく収納事務の委託 (農林水産技術センター)	〃
○公共測量の実施 (用地課)	388
○道路の供用開始 (丹後土木事務所)	〃
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供 給の促進に関する法律に基づく住宅確保 要配慮者居住支援法人の指定 (住宅政策課)	〃

公 告

○一般競争入札の実施 (入札課)	〃
○土地改良区役員の就退任届 (南丹広域振興局)	391
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (南丹広域振興局、中丹広域振興局、丹後広域振興局)	393

公 安 委 員 会

○京都府公安委員会等が所管する行政手続等におけ る情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改 正する規則	397
○電子情報処理組織による申請等及び処分通知等の 方法等に関する告示の一部改正	398
○電子情報処理組織による申請等及び処分通知等の 方法等に関する告示の一部改正	〃

選 挙 管 理 委 員 会

○公営施設使用の個人演説会等施設として指定した 旨の報告があつた施設の告示の一部改正	〃
---	---

告 示

京都府告示第341号

京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例（平成26年京都府条例第7号）第8条第1項の規定により、次の区域を遊泳区域として指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和8年6月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 区域

海水浴場の名称	所在地	区域の表示	遊泳区域の指定期間
野原海水浴場	舞鶴市字野原	次の図のとおり	令和8年7月1日から同年8月20日まで
竜宮浜海水浴場（三浜区）	〃 字三浜	〃	令和8年7月1日から同年8月30日まで
竜宮浜海水浴場（小橋区）	〃 字小橋	〃	令和8年7月1日から同年8月31日まで
神崎海水浴場	〃 字西神崎	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府文化生活的部安心・安全まちづくり推進課及び京都府中丹広域振興局地域連携・振興部総務防災課

2(1) 区域

海水浴場の名称	所在地	区域の表示	遊泳区域の指定期間
天橋立海水浴場	宮津市字文珠	次の図のとおり	令和8年7月18日から同年8月16日まで
天橋立府中海水浴場	〃 字江尻	〃	〃
丹後由良海水浴場	〃 字由良	〃	〃
泊海水浴場	与謝郡伊根町字泊	〃	〃
本庄浜海水浴場	〃 字本庄浜	〃	令和8年7月11日から同年8月23日まで

(2) 縦覧場所 京都府文化生活的部安心・安全まちづくり推進課及び京都府丹後広域振興局地域連携・振興部宮津地域総務防災課

3(1) 区域

海水浴場の名称	所在地	区域の表示	遊泳区域の指定期間
八丁浜海水浴場	京丹後市網野町浅茂川	次の図のとおり	令和8年7月19日から同年8月23日まで
琴引浜遊海水浴場	〃 網野町掛津	〃	令和8年7月18日から同年8月16日まで
琴引浜掛津海水浴場	〃 〃	〃	令和8年7月1日から同年8月20日まで
小浜海水浴場	〃 網野町小浜	〃	令和8年7月18日から同年8月23日まで
浜詰夕日ヶ浦海水浴場	〃 網野町浜詰	〃	令和8年7月18日から同年8月16日まで

高嶋海水浴場	京丹後市丹後町上野	次の図のとおり	令和8年7月11日から同年8月16日まで
久僧海水浴場	〃 丹後町久僧	〃	令和8年7月18日から同年8月23日まで
立岩・後ヶ浜海水浴場	〃 丹後町間人	〃	令和8年7月11日から同年8月16日まで
砂方海水浴場	〃 〃	〃	令和8年7月18日から同年8月23日まで
竹野海水浴場	〃 丹後町竹野	〃	令和8年7月11日から同年8月16日まで
中浜海水浴場	〃 丹後町中浜	〃	令和8年7月11日から同年8月20日まで
蒲井浜海水浴場	〃 久美浜町蒲井	〃	令和8年7月18日から同年8月16日まで
箱石浜海水浴場	〃 久美浜町湊宮	〃	〃
小天橋・葛野浜海水浴場	〃 〃	〃	令和8年7月18日から同年8月23日まで

(2) 縦覧場所 京都府文化生活部安心・安全まちづくり推進課及び京都府丹後広域振興局地域連携・振興部総務防災課



京都府告示第342号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和8年6月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年月日
薬局ニカファーマシー綾部店	綾部市大島町二反田7の6	株式会社ニカファーマシー	令 8. 6. 1
医療法人延哲会かまた歯科クリニック	宇治市南陵町2丁目1の25	医療法人延哲会	8. 5. 1
ギフトッド訪問看護ステーション京都宇治事業所	〃 横島町一ノ坪1の2 ラヴェンダーホーム105号	ファミリー・ウェルネス株式会社	〃
アットホーム訪問看護ステーション亀岡	亀岡市追分町藪ノ下7イスターナ今井203号室	株式会社アットホーム	〃
たかこ歯科こどもとかぞくのクリニック	向日市寺戸町瓜生22の13 アサンテ向日町1F	北田 貴子	8. 6. 1
きずな薬局花住坂店	京田辺市花住坂2丁目2の1	株式会社きずなファーマシー	〃
さかうえクリニック	木津川市城山台7の43の3	坂上 共樹	8. 5. 1
医療法人ほりなか耳鼻咽喉科	〃 梅美台2丁目10の12	医療法人ほりなか耳鼻咽喉科	〃
ゴダイ薬局伊根店	与謝郡伊根町日出248の1	ゴダイ株式会社	8. 6. 1

京都府告示第343号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和8年6月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃 止 年月日
かまた歯科クリニック	宇治市南陵町2の1の25	鎌田 学	令 8. 4. 30
訪問看護ステーションかがやき	〃 宇治半白73の31	株式会社やすらぎ	8. 5. 31
ほんべ薬局ファミリー長岡京店	長岡京市開田2丁目9の12	株式会社ココカラファインヘルスケア	8. 5. 10
ほりなか耳鼻咽喉科	木津川市梅美台2丁目10の12	堀中 昭良	8. 4. 30
くろだクリニック	〃 城山台7の43の3	片岡 宏一郎	〃



京都府告示第344号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関から辞退の届出があった。

令和8年6月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	辞退年月日
医療法人アイズ岡部歯科医院	長岡京市長岡1の20の4	医療法人アイズ	令 8. 5. 1



京都府告示第345号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和8年6月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人乙の国福社会	介護予防短期入所生活介護	旭が丘ホームショートステイ	長岡京市井ノ内朝日寺23	令 8. 3. 22



京都府告示第346号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和8年6月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
合同会社絆	訪問介護	ヘルパーステーション結び	新 宇治市伊勢田町新中ノ荒33の3	令 7. 4. 1
			旧 〃 〃 毛語56の1 太田マンション2号室	



京都府告示第347号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定介護機関から辞退の届出があった。

令和8年6月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	辞退年月日
医療法人アイズ	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	医療法人アイズ岡部歯科医院	長岡京市長岡1の20の4	令 8. 5. 1

京都府告示第348号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和8年6月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
酒井 翔代	桂東洋鍼灸整骨院	京都市西京区下津林南大般若町88 アルテハイム桂1F	令 8. 4. 24
〃	永田東洋鍼灸整骨院	〃 伏見区東町212の1 ツインズスクエアウエスト1F	〃
池田 瑛瑠	宇治東洋鍼灸整骨院	宇治市広野町一里山65の3 クレスビル1F	8. 4. 9

京都府告示第349号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和8年6月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所 在 地	開設者名	指 定 年月日
薬局ニカファーマシー綾部店	綾部市大島町二反田7の6	株式会社ニカファーマシー	令 8. 6. 1
医療法人延哲会かまた歯科クリニック	宇治市南陵町2丁目1の25	医療法人延哲会	8. 5. 1
ギフトッド訪問看護ステーション京都宇治事業所	〃 槇島町一ノ坪1の2 ラヴェンダーホーム105号	ファミリー・ウェルネス株式会社	〃
アットホーム訪問看護ステーション亀岡	亀岡市追分町藪ノ下7イスターナ今井203号室	株式会社アットホーム	〃

たかこ歯科こどもとかぞくのクリニック	向日市寺戸町瓜生22の13 アサンテ向日町1F	北田 貴子	8. 6. 1
きずな薬局花住坂店	京田辺市花住坂2丁目2の1	株式会社きずなファーマシー	〃
さかうネクリニック	木津川市城山台7の43の3	坂上 共樹	8. 5. 1
医療法人ほりなか耳鼻咽喉科	〃 梅美台2丁目10の12	医療法人ほりなか耳鼻咽喉科	〃
ゴダイ薬局伊根店	与謝郡伊根町日出248の1	ゴダイ株式会社	8. 6. 1

京都府告示第350号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和8年6月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所 在 地	開設者名	廃 止 年月日
かまた歯科クリニック	宇治市南陵町2の1の25	鎌田 学	令 8. 4. 30
訪問看護ステーションかがやき	〃 宇治半白73の31	株式会社やすらぎ	8. 5. 31
ほんべ薬局ファミール長岡京店	長岡京市開田2丁目9の12	株式会社ココカラファインヘルスケア	8. 5. 10
ほりなか耳鼻咽喉科	木津川市梅美台2丁目10の12	堀中 昭良	8. 4. 30
くろだクリニック	〃 城山台7の43の3	片岡 宏一郎	〃

京都府告示第351号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関から辞退の届出があった。

令和8年6月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	辞退年月日
医療法人アイズ岡部歯科医院	長岡京市長岡1の20の4	医療法人アイズ	令 8. 5. 1



京都府告示第352号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和8年6月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人乙の国福社会	介護予防短期入所生活介護	旭が丘ホームショートステイ	長岡京市井ノ内朝日寺23	令 8. 3. 22



京都府告示第353号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和8年6月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
合同会社絆	訪問介護	ヘルパーステーション結び	新 宇治市伊勢田町新中ノ荒33の3	令 7. 4. 1
			旧 〃 〃 毛語56の1太田マンション2号室	



京都府告示第354号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定介護機関から辞退の届出があった。

令和8年6月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開 設 者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	辞 退 年月日
医療法人アイズ	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導	医療法人アイズ岡部歯科医院	長岡京市長岡1の20の4	令 8. 5. 1



京都府告示第355号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和8年6月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
酒井 翔代	桂東洋鍼灸整骨院	京都市西京区下津林南大般若町88 アルテハイム桂1F	令 8. 4. 24
〃	永田東洋鍼灸整骨院	〃 伏見区東町212の1 ツインズスクエアウエスト1F	〃
池田 瑛瑠	宇治東洋鍼灸整骨院	宇治市広野町一里山65の3 クレスピル1F	8. 4. 9



京都府告示第356号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託した。

令和8年6月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	名称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	指 定 年月日	委 託 年月日
47	京都農業協同組合	南丹市八木町八木東久保29の1	生産物及び動物の販売代金	令 7. 12. 15	令 8. 6. 1



京都府告示第357号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都市長から通知があった。

令和 8 年 6 月 26 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
京都市全域
- 2 測量の期間
令和 8 年 6 月 16 日から令和 9 年 3 月 15 日まで
- 3 測量の種類
公共測量（数値地形図データ更新及び 3 D 都市モデル作成）



京都府告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和 8 年 6 月 26 日から令和 8 年 7 月 10 日まで縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 26 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 芦原甲山線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
京丹後市久美浜町島小字川東10002の2（右）から 京丹後市久美浜町島小字川東10002の3（右）まで	令和 8 年 6 月 26 日

- 4 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第359号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第59条の規定により、次の法人を住宅確保要配慮者居住支援法人として指定した。

令和 8 年 6 月 26 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 支援業務の種別
法第62条第2号から第6号までに掲げる業務
- 2 名称又は商号
一般社団法人京都安心居住支援協会
- 3 主たる事務所又は営業所その他支援業務を行う事務所又は営業所の名称及び所在地
すまいの119
京都市右京区西院乾町5番地1

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和 8 年 6 月 26 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品の名称及び数量
環境放射線モニタリング用非常用発電機 一式
 - (2) 購入物品の特質等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 納入期限
令和 9 年 2 月 8 日（月）
 - (4) 納入場所
入札説明書及び仕様書のとおり
- 2 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課
電話番号（075）414-5429
ファクシミリ番号（075）414-5450
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付等
 - ア 交付期間
令和 8 年 6 月 26 日（金）から令和 8 年 7 月 24 日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和8年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和8年京都府告示第2号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。

ア 大分類「機械器具類」—小分類「その他」

イ 大分類「薬品・理化学機器類」—小分類「計測・理化学機器」

ウ 大分類「その他」—小分類「その他」

(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができるものと認められる者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)のイと同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとす。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、「京都府物品・役務等電子調達運用基準」第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の

場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2の(1)と同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和8年7月10日（金）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和8年8月5日（水）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和8年8月6日（木）午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和8年8月5日（水）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和8年8月6日（木）午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「環境放射線モニタリング用非常用発電機 一式(税抜き)」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・

環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用している入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 その他

(1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be purchased

Emergency power generator for environmental radiation monitoring: 1 set for each designated site

(2) Bidding method

Electronic bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM to 5:15 PM from Friday, June 26, 2026 to Friday, July 24, 2026 (except for Sundays, Saturdays and Public holidays)

(4) The time, date and place for submission of tender

From 8:30 AM to 5:15 PM on Wednesday, August 5, 2026 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Thursday, August 6, 2026

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(5) Deadline for tender by mail

5:00 PM on Wednesday, August 5, 2026

- (6) The time, date and place for the opening of tender
10:15 AM on Thursday, August 6, 2026
Tender Division, Department of General Affairs,
Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-
dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (7) Contact point for the notice
Commodity Section, Tender Division, Department
of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-
dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan
TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450



亀岡市南金岐土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和8年6月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市大井町南金岐町田1の1	谷 口 勝
〃 〃 〃 丁田4の1	溝 口 渡
〃 〃 〃 清水34	山 本 和 弘
〃 〃 〃 〃 26	牧 野 洋 一
〃 〃 〃 〃 24	山 本 則 次

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市北河原町2丁目1 11棟102号 保津川団地	谷 口 則 友
〃 大井町南金岐清水27	木 村 勲

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市大井町南金岐町田1の1	谷 口 勝
〃 〃 〃 丁田4の1	溝 口 渡

亀岡市大井町南金岐清水34	山 本 和 弘
〃 〃 〃 〃 26	牧 野 洋 一
〃 〃 〃 〃 24	山 本 則 次

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市北河原町2丁目1 11棟102号 保津川団地	谷 口 則 友
〃 大井町南金岐清水27	木 村 勲



園部町土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和8年6月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
南丹市園部町内林町東畑17	寺 尾 義 延
〃 〃 城南町ツジ1の2	野 中 大 樹
〃 〃 横田上ノ垣内9	石 川 善 博
〃 〃 〃 3号10の1	樋 口 幸 代
〃 〃 木崎町大川端14の1	寺 尾 正 己
〃 〃 熊崎ニガキ62	内 藤 公 晴
〃 〃 新堂里ノ内32	内 藤 政 博
〃 〃 曾我谷下中ソネ10の1	井 尻 泰 之
〃 〃 船岡明石30	片 山 義 久
〃 〃 越方ヒヅミ44	野 村 尚 生
〃 〃 竹井小ヒロセ65	野々口 二三男
〃 〃 船阪前河原16	井 尻 祐 一
〃 〃 宍人仲ノ前41	角 覺
〃 〃 半田中殿84	小 林 義 雄

南丹市園部町口人石ヶ坪48	中 西 一 美
〃 〃 壇生中西56	野々口 康 史
〃 〃 南八田ノ田43	奥 村 幹 夫
〃 〃 大河内榎17	堀 江 光 治
〃 〃 南大谷西茶屋11	奥 村 一 友

(2) 監事

住 所	氏 名
南丹市園部町船岡河谷33	小 林 憲 弘
〃 〃 仁江ピワクビ13	小 寺 裕 之
〃 〃 小山西町柿ノ木谷9の8	山 下 秋 則

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
南丹市園部町内林町東畑17	寺 尾 義 延
〃 〃 城南町ツジ1の2	野 中 大 樹
〃 〃 横田上ノ垣内9	石 川 善 博
〃 〃 木崎町大川端14の1	寺 尾 正 己
〃 〃 熊崎小市40	大 下 菊 治
〃 〃 新堂里ノ内32	内 藤 政 博
〃 〃 曾我谷下土井24	桐 野 峰 生
〃 〃 船岡明石30	片 山 義 久
〃 〃 高谷垣内12	高 屋 満 夫
〃 〃 竹井小ヒロセ65	野々口 二三男
〃 〃 大西中ハタ11	大 坪 均
〃 〃 宍人仲ノ前41	角 覺
〃 〃 半田井上52	片 山 育 夫
〃 〃 口司南垣内55	面 田 学
〃 〃 壇生中西56	野々口 康 史
〃 〃 大河内榎17	堀 江 光 治
〃 〃 若森後町11	中 井 英 治

(2) 監事

住 所	氏 名
南丹市園部町熊崎土井ノ内51	内 藤 均
〃 〃 殿谷室谷31	奥 村 隆 男
〃 〃 小山西町柿ノ木谷9の8	山 下 秋 則



八木町土地改良区の役員の変更に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり新旧役員の名氏及び住所の届出があった。

令和8年6月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
南丹市八木町西田中條7	高 屋 恭 久
〃 〃 観音寺山ノ下17	齊 藤 昌 久
亀岡市馬路町池尻28・29の1	名 倉 弘 幸
南丹市八木町氷所河原16	中 川 泰 宏
〃 〃 日置西千代15	浅 田 慎 二
〃 〃 北広瀬北原18	宅 間 利 京
〃 〃 八木北所85	八 木 啓 吾
〃 〃 南広瀬中島1の2	宅 間 勇 一
〃 〃 美里妙見18の1	井 上 淳 子
〃 〃 池ノ内宮ノ腰56	西 田 敏
〃 〃 室橋西垣内29	三 髯 茂
〃 〃 野条大道24の5	松 本 玲 子
〃 〃 神吉東尾98	高 木 久 仁 明
〃 〃 〃 垣内86	松 崎 和 幸

(2) 監事

住 所	氏 名
南丹市八木町日置西中里16	馬 淵 勝 英
〃 〃 船枝里ノ内8	井 尻 直 人
〃 〃 大藪折戸4の3	上 仲 康 嗣

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
南丹市八木町西田下林31	谷 尻 佳 大
〃 〃 屋賀永寿43	川 勝 博 志
亀岡市馬路町池尻16	中 川 陽 夫
南丹市八木町氷所河原16	中 川 泰 宏
〃 〃 日置西千代15	浅 田 慎 二
〃 〃 山室垣内60	若 井 元 治
〃 〃 大藪棘9	廣 瀬 潔
〃 〃 八木嶋町ノ坪47	廣 瀬 公 大
〃 〃 鳥羽鳥栄本56	田 村 好 司
〃 〃 室河原堂ノ後34	山 口 英 夫
〃 〃 室橋西垣内29	三 薺 茂
〃 〃 池上前ノ側2	麻 田 雅 之
〃 〃 神吉東ノ庄33	石 橋 栄 次
〃 〃 神吉東尾16	服 部 良 彦

(2) 監事

住 所	氏 名
南丹市八木町神吉中ノ庄84の2	徳 山 憲 司
〃 〃 玉ノ井奥ノ谷10	今 西 啓 泰
〃 〃 西田北條58	藤 山 正 悟



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に

係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和8年6月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
京阪碎石株式会社
代表取締役 木村 富彦
大阪市浪速区難波中一丁目14番4号
- (2) 林地開発行為の目的
土石の採掘（採石）
- (3) 林地開発行為をしようとする区域
亀岡市東別院町栢原タカラ山33番8ほか（次の図のとおり）
- (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積
46.4ヘクタール
- (5) 期間
ア 林地開発行為を行う期間
令和8年12月8日から令和11年12月7日まで
イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間
昭和57年12月6日から令和20年12月31日まで
- (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	採取場出入口から100m以内の区域（府道茨木亀岡線）（次の図のとおり）	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置する。 定期的に周辺道路の清掃を行う。
交通量の増加	〃	日曜日は、操業しない。 児童及び生徒の登校時である午前7時40分から午前8時30分までの間は、運行中止とする。 出入口にカーブミラーを設置し、車両の安全を確保する。
濁水の発生	亀岡市東別院町栢原地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内に降った雨は、全て沈砂池に集水し、泥を沈下させた後、場外に排水する。

河川水量の増加	亀岡市東別院町栢原地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内に降った雨は、全量カットの防災池に集水し、晴天時に、河川に影響を与えない水量で徐々に排水する。定期的にしゅんせつを行い、必要な容量を確保する。
粉じん又は騒音の発生	林地開発行為に係る区域から100m以内の範囲（次の図のとおり）	開発区域の外周に残置森林又は造成森林を設け、周辺への影響を少なくする。 プラントから発生する騒音については、プラントを建屋で囲み騒音を緩和し、粉じんの発生箇所には適時散水し、飛散を防止する。

(8) 縦覧場所

ア 京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課

亀岡市荒塚町一丁目4の1

イ 京都府農林水産部森の保全推進課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

ウ 京阪碎石株式会社

大阪市浪速区難波中一丁目14番4号

(9) 縦覧期間

令和8年6月26日（金）から令和8年7月27日（月）まで

(10) 意見書の提出期間及び提出先

ア 提出期間

令和8年6月26日（金）から令和8年7月27日（月）まで

イ 提出先

〒621-0851 亀岡市荒塚町一丁目4の1

京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課

（「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。）

2(1) 林地開発行為をしようとする者の氏名及び住所
青松 廣燮
舞鶴市字余部下1055番地

(2) 林地開発行為の目的

土石の採掘（跡地復旧）

(3) 林地開発行為をしようとする区域

舞鶴市字余部上小字奥山338番3ほか（次の図のとおり）

(4) 林地開発行為をしようとする区域の面積

3.0ヘクタール

(5) 期間

ア 林地開発行為を行う期間

令和8年12月10日から令和11年12月9日まで

イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の

計画期間

平成13年12月10日から令和14年12月9日まで

(6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有

(7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れの発生	舞鶴市字余部上地内に存する国道27号（次の図のとおり）	出入口にタイヤ洗い場を設置する。 汚れが発生した場合には、散水車により清掃を行う。
交通量の増加	〃	通勤の時間を避けて搬入車両の調整をする。 搬入車両の出入りにより交通量が増加する際には、出入口付近に交通整理員を配置する。
騒音の発生	開発区域中心から半径200m以内の範囲（次の図のとおり）	低騒音型の機械を使用する。 作業時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
河川水量の増加	開発区域から下流河川へ至る経路（次の図のとおり）	場内に調整池を設置し、場内の雨水を調整池に集水し、流量を調整した後に場外に排水する。
土砂の流出及び濁水の発生	舞鶴市字余部上地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内に沈砂池を設置し、場内排水を沈砂池に集水し、泥を沈下させた後に場外に排水する。 場内に防災小堤を設置し、土砂の流出を防止する。
土ぼこりの発生	開発区域中心から半径200m以内の範囲（次の図のとおり）	盛土が完了した法面から順次緑化を行う。 乾燥時期の作業時には、散水を行う。

(8) 縦覧場所

ア 京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課

舞鶴市字浜2020番地

イ 京都府農林水産部森の保全推進課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

ウ 舞鶴市産業振興部農林課

舞鶴市字北吸1044番地

<p>エ 青松商店 舞鶴市字余部上971番地</p> <p>(9) 縦覧期間 令和 8 年 6 月 26 日 (金) から令和 8 年 7 月 27 日 (月) まで</p> <p>(10) 意見書の提出期間及び提出先 ア 提出期間 令和 8 年 6 月 26 日 (金) から令和 8 年 7 月 27 日 (月) まで イ 提出先 〒625-0036 舞鶴市字浜2020番地 京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課</p> <p>(「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。)</p> <p>3(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 ケンコー砕石株式会社 代表取締役 昌山 和夫 福知山市字今安小字向野38番地の 6</p> <p>(2) 林地開発行為の目的 土石の採掘 (跡地復旧)</p> <p>(3) 林地開発行為をしようとする区域 福知山市字今安小字カブラヤ37番ほか (次の図のとおり) 林地開発行為をしようとする区域の面積 6.3ヘクタール</p> <p>(5) 期間 ア 林地開発行為を行う期間 令和 8 年 10 月 21 日から令和 11 年 10 月 20 日まで イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間 平成 20 年 2 月 22 日から令和 11 年 10 月 20 日まで</p> <p>(6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無 有</p> <p>(7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="798 112 989 347">粉じん及び土ほこりの発生</td> <td data-bbox="989 112 1212 347">福知山市字今安及び字拝師地内の一部に存する範囲 (次の図のとおり)</td> <td data-bbox="1212 112 1476 347">開発区域周辺に残置森林を配置して、周辺への影響を緩和する。乾燥時期には散水を行い、土ほこりの発生を防止する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 347 989 616">騒音の発生</td> <td data-bbox="989 347 1212 616">〃</td> <td data-bbox="1212 347 1476 616">開発区域周辺に残置森林を配置して、周辺への影響を緩和する。重機による作業を午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分に時間を定めて行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 616 989 952">土砂流出及び濁水の発生</td> <td data-bbox="989 616 1212 952">〃</td> <td data-bbox="1212 616 1476 952">区域内に沈砂容量を確保した調整池を設置し、場内の排水を集水し、泥を沈下させた後に場外に排水する。盛土が完了したところは随時植栽及び緑化を行い、土砂流出を抑制する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 952 989 1288">河川水量の増加</td> <td data-bbox="989 952 1212 1288">〃</td> <td data-bbox="1212 952 1476 1288">調整池を設置して、場内の雨水を集水し、流量調節をして場外に排水する。施設の機能が損なわれないように、堆積した土砂を定期的に除去し、調整池の容量を確保する。</td> </tr> </table>	粉じん及び土ほこりの発生	福知山市字今安及び字拝師地内の一部に存する範囲 (次の図のとおり)	開発区域周辺に残置森林を配置して、周辺への影響を緩和する。乾燥時期には散水を行い、土ほこりの発生を防止する。	騒音の発生	〃	開発区域周辺に残置森林を配置して、周辺への影響を緩和する。重機による作業を午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分に時間を定めて行う。	土砂流出及び濁水の発生	〃	区域内に沈砂容量を確保した調整池を設置し、場内の排水を集水し、泥を沈下させた後に場外に排水する。盛土が完了したところは随時植栽及び緑化を行い、土砂流出を抑制する。	河川水量の増加	〃	調整池を設置して、場内の雨水を集水し、流量調節をして場外に排水する。施設の機能が損なわれないように、堆積した土砂を定期的に除去し、調整池の容量を確保する。
粉じん及び土ほこりの発生	福知山市字今安及び字拝師地内の一部に存する範囲 (次の図のとおり)	開発区域周辺に残置森林を配置して、周辺への影響を緩和する。乾燥時期には散水を行い、土ほこりの発生を防止する。											
騒音の発生	〃	開発区域周辺に残置森林を配置して、周辺への影響を緩和する。重機による作業を午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分に時間を定めて行う。											
土砂流出及び濁水の発生	〃	区域内に沈砂容量を確保した調整池を設置し、場内の排水を集水し、泥を沈下させた後に場外に排水する。盛土が完了したところは随時植栽及び緑化を行い、土砂流出を抑制する。											
河川水量の増加	〃	調整池を設置して、場内の雨水を集水し、流量調節をして場外に排水する。施設の機能が損なわれないように、堆積した土砂を定期的に除去し、調整池の容量を確保する。											
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="119 1512 311 1579">おそれの種類</th> <th data-bbox="311 1512 534 1579">おそれがある範囲</th> <th data-bbox="534 1512 758 1579">おそれを減じるための措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="119 1579 311 1825">交通量の増加</td> <td data-bbox="311 1579 534 1825">福知山市字今安及び字拝師地内の一部に存する市道小野脇 1 号線及び市道福知山停車場奥榎原線 (次の図のとおり)</td> <td data-bbox="534 1579 758 1825">運搬車両の通行速度を 30km/h 以下とし、安全の確保に努める。場内を出入りする運搬車両の運転者へ安全運転の指導を徹底する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="119 1825 311 2112">周辺道路の汚れの発生</td> <td data-bbox="311 1825 534 2112">福知山市字今安及び字拝師地内の一部に存する市道福知山停車場奥榎原線 (次の図のとおり)</td> <td data-bbox="534 1825 758 2112">開発区域の出入口付近に砕石を敷均し、市道の汚れを抑制する。道路に汚れが発生した場合には、散水し清掃を行う。道路側溝は、定期的に土砂などを取り除く。</td> </tr> </tbody> </table>	おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置	交通量の増加	福知山市字今安及び字拝師地内の一部に存する市道小野脇 1 号線及び市道福知山停車場奥榎原線 (次の図のとおり)	運搬車両の通行速度を 30km/h 以下とし、安全の確保に努める。場内を出入りする運搬車両の運転者へ安全運転の指導を徹底する。	周辺道路の汚れの発生	福知山市字今安及び字拝師地内の一部に存する市道福知山停車場奥榎原線 (次の図のとおり)	開発区域の出入口付近に砕石を敷均し、市道の汚れを抑制する。道路に汚れが発生した場合には、散水し清掃を行う。道路側溝は、定期的に土砂などを取り除く。	<p>(8) 縦覧場所 ア 京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課 舞鶴市字浜2020番地 イ 京都府農林水産部森の保全推進課 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 ウ 福知山市産業部農林整備課 福知山市内記13番地の 1 エ ケンコー砕石株式会社 福知山市字今安小字向野38番地の 6</p> <p>(9) 縦覧期間 令和 8 年 6 月 26 日 (金) から令和 8 年 7 月 27 日 (月) まで</p> <p>(10) 意見書の提出期間及び提出先 ア 提出期間 令和 8 年 6 月 26 日 (金) から令和 8 年 7 月 27 日 (月) まで イ 提出先 〒625-0036 舞鶴市字浜2020番地 京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課</p>			
おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置											
交通量の増加	福知山市字今安及び字拝師地内の一部に存する市道小野脇 1 号線及び市道福知山停車場奥榎原線 (次の図のとおり)	運搬車両の通行速度を 30km/h 以下とし、安全の確保に努める。場内を出入りする運搬車両の運転者へ安全運転の指導を徹底する。											
周辺道路の汚れの発生	福知山市字今安及び字拝師地内の一部に存する市道福知山停車場奥榎原線 (次の図のとおり)	開発区域の出入口付近に砕石を敷均し、市道の汚れを抑制する。道路に汚れが発生した場合には、散水し清掃を行う。道路側溝は、定期的に土砂などを取り除く。											

〔次の図〕は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。)

- 4(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
河嶋商事株式会社
代表取締役 河嶋 義孝
宮津市字須津1608番地
- (2) 林地開発行為の目的
土石の採掘（真砂土）
- (3) 林地開発行為をしようとする区域
宮津市字中津小字長ケ尾ゼウメ谷10016番 2（次の図のとおり）
- (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積
3.2ヘクタール
- (5) 期間
ア 林地開発行為を行う期間
令和 8 年 11 月 1 日から令和 11 年 10 月 31 日まで
イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間
平成 8 年 12 月 25 日から令和 11 年 10 月 31 日まで
- (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	宮津市字中津地内の一部に存する道路（次の図のとおり）	場内に設置しているタイヤ洗い場を利用して、タイヤに付着した汚れを落とす。 道路が汚れた場合は、散水車等で道路の汚れを清掃する。
交通量の増加	〃	運搬車両の運転手に、安全運転の徹底をする。 地元一般車両を優先した運行をする。 看板を設置し、車両の出入りがあることを知らせ、車両通行の安全を確保する。
河川水量の増加	宮津市字中津地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	雨水を洪水調整池に集水し、流量を調整後、場外に排水する。 必要な容量を確保するため、たまった土砂を定期的に除去する。
濁水の発生	〃	場外に放流する雨水は、堆砂容量を確保した洪水調整池及び沈砂池にて泥分を沈下させ

		た後、排水する。 必要な容量を確保するため、たまった土砂を定期的に除去する。
騒音の発生	開発区域の中心より半径200m以内の地域（次の図のとおり）	重機や運搬車両などの不必要なアイドリングを禁止する。 低騒音型の重機を使用する。

- (8) 縦覧場所
ア 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課
京丹後市峰山町丹波855番地
イ 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
ウ 宮津市産業経済部農林水産課
宮津市字柳縄手345番地の 1
エ 河嶋商事株式会社
宮津市字須津1608番地
- (9) 縦覧期間
令和 8 年 6 月 26 日（金）から令和 8 年 7 月 27 日（月）まで
- (10) 意見書の提出期間及び提出先
ア 提出期間
令和 8 年 6 月 26 日（金）から令和 8 年 7 月 27 日（月）まで
イ 提出先
〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855番地
京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課

〔次の図〕は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。)

- 5(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社三木
代表取締役 三木 健徳
京丹後市大宮町三重334番地の 2
- (2) 林地開発行為の目的
土石の採掘（真砂土）
- (3) 林地開発行為をしようとする区域
京丹後市大宮町森本小字大谷10460番 2 の一部（次の図のとおり）
- (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積
1.8ヘクタール
- (5) 期間
ア 林地開発行為を行う期間
令和 8 年 10 月 25 日から令和 11 年 10 月 24 日まで
イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間
平成 27 年 8 月 10 日から令和 17 年 10 月 24 日まで
- (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有

(7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	京丹後市大宮町森本地内の一部に存する道路（府道大宮岩滝線）（次の図のとおり）	場内出入口に洗車場を設置し、運搬車両を洗浄する。 洗車場から道路までの間は、コンクリート舗装を行う。 歩道又は車道が汚損したときは、清掃及び補修を実施する。
交通量の増加	京丹後市大宮町森本・周枳地内の一部に存する道路（府道大宮岩滝線）（次の図のとおり）	場内への出入りに際して、車両運転者に安全運転の徹底を行う。 通勤及び通学時間帯では、交通混雑又は事故の発生防止のため、運搬車両の台数を制限する。 出入口付近に注意看板を設置し、車両の通行の安全を確保する。
河川水量の増加	京丹後市大宮町森本地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	洪水調整池を設置し、場内を通過する雨水の流量を調整後、場外に排出する。
濁水の発生	〃	沈砂池を設置し泥を沈下させた後、調整池を経由し場外に排出する。 沈砂池に堆積した土砂は、適宜除去し、常に沈砂容量を確保する。
粉じんの発生	〃	強風時の作業を中止する。 粉じんの発生のおそれがあるときは、堆積土及び場内への散水を行う。

(8) 縦覧場所

- ア 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課
京丹後市峰山町丹波855番地
- イ 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- ウ 京丹後市農林水産部農林整備課
京丹後市峰山町杉谷889番地
- エ 株式会社三木
京丹後市大宮町三重334番地の2

(9) 縦覧期間

令和8年6月26日(金)から令和8年7月27日(月)まで

(10) 意見書の提出期間及び提出先

ア 提出期間

令和8年6月26日(金)から令和8年7月27日(月)まで

イ 提出先

〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855番地
京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課

（「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。）

公 安 委 員 会

京都府公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月26日

京都府公安委員会
委員長 池 坊 由 紀

京都府公安委員会規則第6号

京都府公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

京都府公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和7年京都府公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）第11条及び」及び「法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）又は」を削る。

第2条第1項第2号中「法令 法律、法律に基づく命令、条例」を「条例等 条例」に改め、同項第5号中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）第3条第8号及び」を削り、同項第6号中「法第3条第9号及び」を削り、同項第7号中「法第3条第10号及び」を削り、同項第8号中「法第3条第11号及び」を削る。

第3条第2号中「法律及び法律に基づく命令又は」を削る。

第4条第1項中「法第6条第1項及び」を削り、同条第5項及び第6項中「法令」を「条例等」に改める。

第5条中「法第6条第4項及び」を削る。
 第6条を削る。
 第7条第1項中「法第7条第1項及び」を削り、同条を第6条とする。
 第8条を削る。
 第9条中「法第7条第4項及び」を削り、同条を第7条とする。
 第10条を削る。
 第11条中「法第8条第1項又は」を削り、同条を第8条とする。
 第12条中「法第9条第1項又は」を削り、同条を第9条とし、第13条を第10条とする。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。



京都府公安委員会告示第100号

電子情報処理組織による申請等及び処分通知等の方法等に関する告示（令和7年京都府公安委員会告示第207号）の一部を次のように改正し、令和8年7月1日から施行する。

令和8年6月26日

京都府公安委員会
 委員長 池 坊 由 紀

第5条中「第7条第1項」を「第6条第1項」に改める。
 第6条及び第7条を削る。



京都府警察本部告示第64号

電子情報処理組織による申請等及び処分通知等の方法等に関する告示（令和7年京都府警察本部告示第140号）の一部を次のように改正し、令和8年7月1日から施行する。

令和8年6月26日

京都府警察本部長 吉 越 清 人

題名中「及び処分通知等」を削る。
 第4条及び第5条を削る。

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第99号

公営施設使用の個人演説会等施設として指定した旨の報告があつた施設の告示（昭和43年京都府選挙管理委員会告示第32号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月26日

京都府選挙管理委員会
 委員長 多 賀 久 雄

表南丹市の項中

南丹市日吉産業振 興会館	同日吉町殿田尾崎8番地 1	〃18. 4. 10
-----------------	------------------	------------

を削る。